

各種調査実施要領

## 障害者職業能力開発校入校選考状況調査(平成23年度) 記載要領

本調査は、各障害者校における障害別・程度別の応募状況を把握するとともに、入校選考で不合格となった者について、その主な不合格理由が応募者に関するものか、訓練校に関するものかを把握する目的で実施するものです。

- 1 障害者校別にそれぞれ記載して下さい。
- 2 「(a)応募者数」欄には、23年度に開講した訓練コースへの応募者数を記載して下さい。
- 3 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。
- 4 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票1-2により報告して下さい。  
また、重複障害に係る「入校選考不合格理由」については、調査票1-2に記載して下さい。

(重複障害の例)

- ・ 聴覚障害2級及び言語機能障害3級
- ・ 両上肢機能障害1級及び両下肢機能障害1級
- ・ 脳性まひによる右上肢機能障害2級及び両下肢機能障害3級

- 5 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「応募者理由」欄については、主な不合格理由が応募者に関する場合は、下表の「応募者に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。  
なお、下表のうち「⑧その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。
- 6 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「訓練校理由」欄については、主な不合格理由が訓練校に関する場合は、下表の「訓練校に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。  
なお、下表のうち「⑦その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。
- 7 入校選考不合格者のうち、主な不合格理由が「応募者に関する理由」に該当する者と「訓練校に関する理由」に該当する者がいる場合には、下表からそれぞれ該当する番号を選択し、「応募者理由」欄及び「訓練校理由」欄に記載して下さい。

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
① 基礎学力不足 ② 体力不足 ③ 訓練意欲・就業意欲の欠如 ④ 基本的な生活習慣が確立していない ⑤ 障害面での症状が固定・安定していない ⑥ 障害の程度を適正に受容していない ⑦ 医師の判断 ⑧ その他	① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足 ③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備 ⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足 ⑥ 定員以上の応募者があり選抜 ⑦ その他



⑦ 下肢機能障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑧ 体幹機能障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑨ 内臓機能障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑩ 知的障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち重度					
	うち中度					
	うち軽度					
	不明					
⑪ 精神障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	不明					
⑫ 発達障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
⑬ 高次脳機能障害				応募者理由	訓練校理由	その他の理由

				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
⑭その他の障害						
⑮重複障害						
計						—

(注1) 障害者校別にそれぞれ記載して下さい。

(注2) 「(a)応募者数」欄には、23年度に開講した訓練コースへの応募者数を記載して下さい。

(注3) 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。

(注4) 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票1-2により報告して下さい。

また、重複障害に係る「入校選考不合格理由」については、調査票1-2に記載して下さい。

(注5) 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「応募者理由」欄については、主な不合格理由が応募者に関する場合は、下表の「応募者に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。

なお、下表のうち「⑧その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。

(注6) 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「訓練校理由」欄については、主な不合格理由が訓練校に関する場合は、下表の「訓練校に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。

なお、下表のうち「⑦その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。

(注7) 入校選考不合格者のうち、主な不合格理由が「応募者に関する理由」に該当する者と「訓練校に関する理由」に該当する者がいる場合には、下表からそれぞれ該当する番号を選択し、「応募者理由」欄及び「訓練校理由」欄に記載して下さい。

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
① 基礎学力不足 ② 体力不足 ③ 訓練意欲・就業意欲の欠如 ④ 基本的な生活習慣が確立していない ⑤ 障害面での症状が固定・安定していない ⑥ 障害の程度を適正に受容していない ⑦ 医師の判断 ⑧ その他	① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足 ③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備 ⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足 ⑥ 定員以上の応募者があり選抜 ⑦ その他



応募者に関する理由	訓練校に関する理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基礎学力不足</li> <li>② 体力不足</li> <li>③ 訓練意欲・就業意欲の欠如</li> <li>④ 基本的な生活習慣が確立していない</li> <li>⑤ 障害面での症状が固定・安定していない</li> <li>⑥ 障害の程度を適正に受容していない</li> <li>⑦ 医師の判断</li> <li>⑧ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難</li> <li>② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足</li> <li>③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足)</li> <li>④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備</li> <li>⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足</li> <li>⑥ 定員以上の応募者があり選抜</li> <li>⑦ その他</li> </ul>





	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不 明					
⑥下肢切断						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不 明					
⑦下肢機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不 明					
⑧体幹機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不 明					
⑨内臓機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不 明					
⑩知的障害						
	うち重度					
	うち中度					
	うち軽度					
	不 明					
⑪精神障害						
	うち1級					
	うち2級					

	うち3級						
	不明						
⑫発達障害							
⑬高次脳機能障害							
⑭その他の障害							
⑮重複障害							
計							

(注1) 障害者校別にそれぞれ記入して下さい。

(注2) (a)入校者数、(b)中退者数、(d)修了者数及び(f)次年度繰越数は、定例業務統計報告作成要領第21号様式に準じて記入して下さい。また、(c)及び(e)の就職者数は雇用、自営を含めた数とします。

なお、「(c)うち就職者数」については、就職を理由に中退した者の数を、「(e)うち就職者数」については、訓練修了3カ月後の就職者の数を記載して下さい。

(注3) 平成23年度に入校した者を対象とするため、「(a)入校者数」＝「(b)中退者数」＋「(d)修了者数」＋「(f)次年度繰越数」となることを確認して下さい。

(注4) 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。

(注5) 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票2-2により報告して下さい。(入校者数の合計が実数と一致することを確認してください。)

(重複障害の例)

- ・ 聴覚障害2級及び言語機能障害3級
- ・ 両上肢機能障害1級及び両下肢機能障害1級
- ・ 脳性まひによる右上肢機能障害2級及び両下肢機能障害3級



## 「訓練生に対する支援・配慮事項調査」 記載要領

本調査は、各障害者校において実施されている「職業訓練上の基盤環境整備の状況」、「個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮の取組」について、障害種別に把握することを目的に実施するものです。

- 1 障害者校別に作成して下さい。
- 2 調査対象者は、平成23年度及び平成24年度に入校した訓練生とします。
- 3 対象となる障害種別は以下のとおりです。貴校において「基盤環境整備」及び「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」を実施している**障害種別(以下の①～⑮)ごとに調査票3**を作成して下さい。  
「基盤環境整備」や「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」を実施していない障害種別については、作成不要です。
  - ① 視覚障害
  - ② 聴覚・平衡障害
  - ③ 音声・言語障害
  - ④ 上肢切断
  - ⑤ 上肢機能障害
  - ⑥ 下肢切断
  - ⑦ 下肢機能障害
  - ⑧ 体幹機能障害
  - ⑨ 内臓機能障害
  - ⑩ 知的障害
  - ⑪ 精神障害
  - ⑫ 発達障害
  - ⑬ 高次脳機能障害
  - ⑭ その他の障害
  - ⑮ 重複障害(重複する障害を具体的に障害種別欄に記載して下さい)
- 4 障害種別(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。
- 5 調査票3は、1枚のみ添付していますので、適宜、次頁にコピーして作成して下さい。



## 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査 記載要領

本調査は、特別支援障害者の3要件に該当すると思われる障害種別・程度について、各障害者校の率直なご意見をいただくとともに、該当する訓練生に対して、どのような特別な支援を実施されているかを把握する目的で行うものです。

1 障害者校別に作成して下さい。

2 調査票3において回答いただいた「障害種別」及び「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」のうち、以下に掲げる特別支援障害者の3要件(①～③)に該当すると思われる訓練生について、その障害種別・程度とその具体的な特別支援の内容を回答して下さい。

① 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者

② 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者

③ 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者(障害者校において一般的に配置されていない者)との継続的な連携・協力を要する障害者

3 「具体的な特別支援内容」欄は、3つの要件別に記載し、該当する要件のないものは空欄にして下さい。

4 該当する障害種別・程度が3つ以上ある場合には、適宜、回答欄をコピーして対応下さい。



## 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査実施要領

### 1 目的

この状況把握調査は、障害者職業能力開発校の受講者に対する職業訓練支援のうち、主として職業訓練指導員による対応が求められるものについて、職業技能・職業生活適応力等の習得に関わる支援・配慮事項について項目化し、その水準等を確認することにより、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施するものである。

### 2 対象者

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の把握に当たり、その障害種別に偏りが生じないようにするため、以下の(1)～(27)の障害種別・程度ごとに、原則として各2名以上の受講者を抽出し、それぞれ、職業訓練支援の内容を記入する。対象者の抽出にあたっては、該当する障害以外の要因で職業訓練上の課題を抱える者は可能な限り除外すること。

- (1) 視覚障害1級
- (2) 視覚障害2級
- (3) 聴覚障害1級（言語障害との重複）
- (4) 聴覚障害2級
- (5) 上肢障害1級
- (6) 上肢障害2級
- (7) 下肢障害1級
- (8) 下肢障害2級
- (9) 体幹障害1級
- (10) 体幹障害2級
- (11) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変（以下「脳性まひ」という。）による上肢機能障害1級
- (12) 脳性まひによる上肢機能障害2級
- (13) 脳性まひによる移動機能障害1級
- (14) 脳性まひによる移動機能障害2級
- (15) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害（以下「内部障害」という。）1級
- (16) 内部障害2級
- (17) 知的障害（重度）
- (18) 知的障害（中度）
- (19) 知的障害（軽度）
- (20) 精神障害1級
- (21) 精神障害2級
- (22) 精神障害3級



- (23) 発達障害
- (24) 高次脳機能障害
- (25) 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者
- (26) 3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- (27) 知的障害及び身体障害を重複する者

### 3 実施施設

上記2の対象者に対し、訓練実績が十分にあると考えられる中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門学校において実施することとする。

### 4 実施期間

平成25年2月8日～2月20日

### 5 実施方法

上記3の各施設ごとに、原則として一人の記入者を定め、当該記入担当者が必要に応じて対象となる障害者を指導した職業訓練指導員からヒアリング等を行い、別添の状況把握調査に記入する。

なお、複数の記入担当者を定めて記入を行う場合には、各項目の判断基準が異ならないように十分に調整を行うものとする。

### 6 その他

状況把握調査の対象者は、原則として上記2の(1)～(27)の障害を持つ受講生とするが、これらの障害種別・程度に該当しない重複障害者等で、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に該当すると考えられる者については、【対象者の状況】の「対象者の障害種別・程度」の欄に、「その他」と記入し、「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄にその障害状況について別途記入すること。

## 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

### <記入方法>

1. 【対象者の状況】に必要な事項を記載する。特に「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄は可能な限り詳細に記載する。
2. 各項目の内容について、該当する場合は項目左側にあるチェックボックス(□)にチェック(■)をする。
3. 各項目にある支援内容以外にも特別な支援がある場合には、【その他】欄の括弧内にその内容を記載した上でチェックする。
4. 内容にチェックをした項目について、「関与時間」「支援水準」欄に以下の表から該当する点数を記載する。

関与時間	点数
ときどき、または一時的に必要	1点
一定程度の頻度で必要	2点
常時支援が必要	3点

支援水準	点数
高い技術・経験は要しない	1点
一定程度の技術・経験を要する	2点
かなり高度の技術・経験を要する	3点

# 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

実施校： ○○障害者職業能力開発校

**【対象者の状況】**

対象者の障害種別・程度： ○○障害 ○級  
 対象者の年齢・性別： ○○歳 ○性

対象者のプロフィール、その他特記事項

(※例えば、障害発生年齢、特別支援学校在学経験、利用装具等を必要に応じ記入する)  
 (※重複障害者等については、この欄に記入する)  
 (※その他特記事項として記入担当者の所見がある場合は、この欄に記入する)

**【訓練内容の変更・調整(訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等)】**

- 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を行っている
- 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
- 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
- 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している

関与時間	支援水準

**【訓練方法の配慮(情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等)】**

- 訓練の理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している
- 障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している。
- 訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している
- 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
- 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
- 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
- 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
- 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確保している
- 障害特性に配慮して、個別に情報伝達について通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している
- 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
- 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している


**【支援体制(生活支援、就職定着支援)の整備】**

- 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
- 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)
- 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している
- 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている(他の機関との連携を含む)
- 障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている


**【その他】**

- その他個別の支援事項を行っている ( )

--	--